1.	班田収授法において、ある歳になると男女ともに一定の口分田が与えられる。それは何歳	
)
2.	律令制のもとでの税の1つである、口分田の面積に対して課せられた税で、収穫高の約3%(1段につき2束2把)を納めさせた税を何というか。	の稲
)
3.	律令制のもとでの税の1つである、17歳以上の男子に課せられた税で、絹、糸、鉄。海産ど地方の特産物を納めさせた税を何というか。	物な
)
4.	律令制のもとで、21 歳以上の男子に課せられた、10 日間の労役を何というか。	
)
5.	4 の労役は、代わりにある物を納めることが一般になった。その物とは何か。	
)
6.	律令制のもとで、17 歳以上の男子に課せられた、国司のもとで年間 60 日以内の労働が課れた労役を何というか。	せら
)
7.	律令制のもとで、21 歳以上の男子 3~4 人に 1 人の割合で課せられた、兵士になって軍にして働く義務を何というか。	所属
)
8.	7 で徴兵された兵士のうち、太宰府に所属し、九州北部の沿岸の防衛にあたった兵士を何とか。	いう
)
9.	7で徴兵された兵士のうち、都の防衛にあたった兵士を何というか。	
)
10.	743年に出された、新しく開墾した土地は、永久に自分の土地にしてよいとした法令を何うか。	とい
)